

平成26年度保護観察官採用案内

1 保護観察官の職務の内容・身分・給与

- (1) 職務 地方更生保護委員会又は保護観察所において保護観察官として勤務します。
保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門知識を活かし、「更生保護法」(平成19年法律第88号)その他の関係法令に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護及び犯罪の予防並びに犯罪被害者等の施策に関する業務に従事します。
- (2) 身分 身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し、傷病に際して給付等が受けられるほか、共済年金制度の適用等の制度が整備されています。
- (3) 給与 行政職俸給表(一)が適用され、初任給は資格・経験等を勘案して決定されます。保護観察官に任命されると俸給の調整額が加算されます。
行政職(一)2級1号俸に認定された場合の俸給の月額は、202,522円ですが、経験年数等に応じてさらに加算されます。(平成26年7月現在)
また、毎月の俸給のほか各種手当(期末・勤勉手当(ボーナス)、扶養手当、地域手当、通勤手当等)が支給されます。

2 勤務時間・休暇等

- (1) 勤務時間 原則として1日7時間45分・週休2日制で、年次休暇(年20日)等の休暇制度があります。
- (2) 勤務地 採用された地方更生保護委員会で勤務した後に、選考を行った地方更生保護委員会管内の保護観察所を中心に異動があります。昇任に応じて異動の地域は広くなります。
- (3) 昇任 保護観察官として職務に従事した後、勤務成績に応じて統括保護観察官、首席保護観察官、保護観察所長等に昇任する可能性があります。
- (4) 研修 採用後の適当な時期に新任の保護観察官を対象とする研修を受講するほか、その後も保護観察官としての勤務経験や職務に応じた研修の機会があります。

3 採用案内

- (1) 採用予定 行政職俸給表(一)2級の職員を募集します。
平成26年10月1日以降に、九州地方更生保護委員会で1名採用する予定です。
- (2) 応募要件 次の要件を満たすことが必要です。詳しくは応募先へお問い合わせください。
ア 犯罪をした者や非行のある少年の円滑な社会復帰に熱意と関心を有すること
イ 一定年数(5~7年)以上、保護観察官の職務と関連のある実務経験を有すること(詳しくは応募手続等を参照)
ウ 大学、短大又は高等専門学校卒業以上の学歴を有すること
エ かつて行政職俸給表(一)2級相当以上の官職に任命され、国家公務員として勤務した経験を有すること
- (3) 選考方法 選考方法は次のとおりです。
ア 書類選考
イ 書類選考の合格者に対する九州地方更生保護委員会における面接
ウ 採用は面接合格者の中から決定されます。
- (4) 応募手続・応募期間・面接日程・問い合わせ先等
応募手続等(別紙)を参照ください。

応募手続等

1 応募用紙の請求先・応募先

九州地方更生保護委員会 事務局総務課庶務係	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-30 TEL (092) 761-7781
--------------------------	---

※ 郵送で応募用紙を請求する場合は、封筒の表に「保護観察官応募用紙請求」と書き、82円切手（用紙1部を請求の場合）を貼った返信用封筒（返信先を明記すること）を同封し、九州地方更生保護委員会宛てに送付して下さい。

2 申込方法

応募用紙「保護観察官採用試験受験申込書」及び「受験申込書附属書類」に必要事項を記入し、必要書類を添付し、九州地方更生保護委員会へ、できるだけ郵送で提出して下さい。

なお、受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望される方は、受験申込時にその旨を申し出て下さい。

3 応募期間

平成26年7月30日（水）から 同年8月29日（金）まで（郵送の場合必着）

4 面接の会場・日程

会 場	日 程
九州地方更生保護委員会	平成26年9月8日（月）予定

※ 書類選考合格者に対し、面接の会場・日程等を連絡します。

5 採用予定庁、採用予定数、必要な実務経験年数

採用予定庁	採用予定数	必要な経験年数（※）
九州地方更生保護委員会	1名	大卒以上の場合、5年以上 短大又は高等専門学校卒以上の場合、7年以上

※ 職歴等の内容等により、これ以上の実務経験が必要となることがあります。

6 選考の結果

個別に書面で通知します。

7 応募ができない者

日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者（成年被後見人又は被保佐人、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者、一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者）は、応募することができません。